

○やまと広域環境衛生事務組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

(平成23年3月1日規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）及びやまと広域環境衛生事務組合行政手続条例（平成23年御所・田原本環境衛生事務組合条例第7号）の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に係る手続について、必要な事項を定めるものとする。

(聴聞等の手続)

第2条 前条に定める聴聞及び弁明の機会の付与に係る手続については、御所市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年御所市規則第29号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。